

社 援 発 0 3 0 6 第 2 7 号
令 和 2 年 3 月 6 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 長
中 核 市 市 長
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長 〕 殿

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
(公 印 省 略)

「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」
の一部改正について

今般、「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」
(平成 20 年 11 月 11 日社援発第 1111003 号本職通知) を別添のとおり改正し、令和 3 年
4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮を
お願いします。